日本司法精神医学会

学会認定精神鑑定医　受験要項

２０２０年度

４月修正版

日本司法精神医学会　研修・教育企画委員会

目　次

Ⅰ．はじめに・・・

Ⅰ．はじめに

学会認定精神鑑定医制度の発足にあたって

精神鑑定は精神医学の中で、決して特異な領域ではなく、対象となった人の精神状態を経時的に明らかにするという精神医学の極めて基本的な部分と言えます。中でも刑事精神鑑定は、犯行当時の精神状態を中心にその経過を明らかにするものですが、そのためには生物学的な各種検査結果、犯罪に関する記録、家族歴・既往歴・現病歴、心理的検査結果などを検討し、さらに、鑑定面接を行って総合的な判定が求められます。精神医学の専門知識だけでなく、精神鑑定に関する一定の知識を備えなることも必要になります。

本学会は、精神鑑定の質を向上させるために、平成２１年から「刑事精神鑑定ワークショップ」を開催してきましたが、さらに、我が国の精神鑑定を充実させるために、精神鑑定に携わっている方々のうち、その専門的知識・能力が備わっていることを認定する「学会認定精神鑑定医制度」を発足することになりました。目的は、質の高い精神鑑定医を認定することで精神鑑定業務の円滑化を図ること、精神鑑定に携わる人達の目標を作ること、そして、何よりもこのような制度を作ることが育成制度も含めて我が国の精神鑑定の向上につながることを期待するものです。

精神鑑定に携わっている精神科医の中で精神鑑定を専門としている医師は少数で、多くの精神科医は、日常診療に忙殺されている中で、突然に依頼された精神鑑定をこなそうと献身的に働いているのが現状です。このような労苦に応えて、新たに発足する「学会認定精神鑑定医制度」が、円滑な鑑定業務に寄与するだけでなく、医療のなかで精神鑑定が重要であることが理解され、さらに、精神鑑定に興味をもつ精神科医が増えていくことも期待したいと思います。

この制度の発足のために、学会員だけでなく、多くの関係機関のご協力をいただきましたことに感謝いたします。そして何よりも試験委員の多大な協力があったことを申し添えます。

日本司法精神医学会
理事長　五十嵐　禎人

Ⅱ．学会認定精神鑑定医　受験要項

１．資格審査実施日程

（１）受験申請

「申込受付期間」　２０２０年３月１日（日）～７月３１日（金）

◆締切当日消印有効

（２）受験資格に関する審査

「受験資格確認票の送付」　２０２０年８月２０日（木）～８月31日（月）

◆申請書類により受験資格要件に該当するか否かを審査した上で、受験資格確認票を本人宛に送付します。

◆８月３１日を過ぎても受験資格確認票が届かない場合には事務局へ連絡してください。

◆資格審査の結果、受験資格を欠く場合も８月３1日までに別途書面にて通知します。

◆受験資格審査の結果、受験要件を満たしていないと認定され、受験に至らなかった場合には受験申請料を返却します。なお、返却金の送金に係る費用は申請者の負担とします。

◆提出された申請書類及び精神鑑定書は、合否にかかわらず返却しません。

（３）書面による審査

「合否通知」２０２０年１０月２６日（月）～１０月３０日（金）

◆受験資格を満たしている申請者については、申請時に提出した精神鑑定書の書面審査を行います。

◆合否の結果は本人宛に送付します。合格者には面接による審査の日時を指定して通知します。

◆１０月３０日を過ぎても通知が届かない場合には事務局へ連絡してください。

◆提出された申請書類及び精神鑑定書は、合否にかかわらず返却しません。

（４）面接による審査

「面接日」２０２０年１１月２８日（土）

時間：書面審査の合格者へ個別に通知します。

場所：東京八重洲ホール（予定）

（５）審査の合否通知

２０２１年１月下旬（予定）

◆この予定は、受験者数により多少変更されることがあります。

◆２月１０日を過ぎても合否の通知が届かない場合には事務局へ連絡してください。

（６）認定

「認定証交付及び名簿登録」　２０２１年３月下旬（予定）

◆合格者へ認定証を交付します。

◆学会認定精神鑑定医名簿に登録します。

２．受験資格要件

（１）日本国の医師免許証を有する者

（２）受験申請時に本学会員である者

（３）精神保健指定医であって、日本精神神経学会専門医の認定を受けている者

（４）本学会が開催する「刑事精神鑑定ワークショップ」及び「事例検討会」の双方を試験申請時より過去５年以内に受講している者

３．申込受付期間

２０２０年3月１日（日）～7月３１日（金）

◆締切当日消印有効

４．受験申請費用

受験申請料　３０，０００円（受験申請時に納入）　納入期限：受験申請書類提出前

認定審査料　３０，０００円（面接審査時に納入）　納入期限：２０２０年１１月１３日

登　録　料　１０，０００円（合格証交付時に納入）納入期限：２０２１年2月２８日

郵便振替口座

口座番号：０２２９０－５－１２０３９４

加入者名：日本司法精神医学会　認定鑑定医制度事務局

◆最寄りの郵便局で、払込取扱票（青色）を使用し、「郵便振替口座番号」「加入者名」「金額」「ご依頼人」欄に記入して納入してください。

◆通信欄へは「受験申請料」、「認定審査料」、「登録料」のいずれかを記入してください。また、「ご依頼人」と受験申請者が異なる場合は、通信欄に受験申請者名も記入してください。

◆振込手数料は各自で負担してください。

◆受験申請料は受験申請時に納入してください。受験申請料の返却はいたしません。ただし、受験資格審査の結果、受験要件を満たしていないと認定され、受験に至らなかった場合には返却します。なお、返却金の送金に係る費用は申請者の負担とします。

◆認定審査料は書面審査の合格通知を確認の上、２０２０年１１月１３日（金）までに納入してください。

◆登録料は認定審査の合格通知を確認の上、２０２１年2月２８日（日）までに納入してください。

５．申込先及び申込方法

（１）申込先

〒025-0033　岩手県花巻市諏訪５００　（独）国立病院機構花巻病院

日本司法精神医学会　認定鑑定医制度事務局

TEL 0198-24-0511　　FAX 0198-24-1721

（２）申込方法

申請に必要な書類一式を郵送してください。

◆必ず郵便書留を利用してください。

◆レターパック等の使用はお控えください。

６．提出書類

（１）学会認定精神鑑定医受験申込書（※）

（２）受験資格調査票（※）

（３）医師免許証の写し

（４）精神保健指定医証の写し及び日本精神神経学会専門医の資格認定証の写し

（５）試験申請時より過去５年以内に学会が開催する「刑事精神鑑定ワークショップ」及び「刑事精神鑑定事例検討会」の修了証書またはその写し

（６）受験申請料振込領収証またはその写し

（７）精神鑑定例３件（詳細は次項に記載）

次項に記載する各事例について匿名化した精神鑑定書の写し４部及び所定の書式で作成した要約書（※）４部

例：

精神鑑定	１例目	匿名化した精神鑑定書４部＋要約書４部
〃	２例目	匿名化した精神鑑定書４部＋要約書４部
〃	３例目	匿名化した精神鑑定書４部＋要約書４部
合　計		匿名化した精神鑑定書１２部＋要約書１２部提出

※印は、学会ホームページ（http://www.jsfmh.org/）よりダウンロードして使用してください。

◆提出された書類は原則として返却いたしません。

◆受験資格・提出書類が要件に該当するか否かを審査し、受験要件を満たしてない申請者へは結果を通知します。

◆受験要件を満たしている申請者については、試験委員会にて書面による審査を行います。

◆過去５年以内に「刑事精神鑑定事例検討会」に参加していない場合でも、２０２０年１１月１２日（土）に開催される第１２回刑事精神鑑定事例検討会への参加をもって今年度の受験要件を満たすことが可能です。

７．提出する精神鑑定例

（１）申請にあたって提出する精神鑑定書の写しとその要約書は、過去５年間に自ら鑑定人として行った精神鑑定３例にかかわるものとします。

（２）前項の規定により提出する精神鑑定書の写しと要約書は、起訴前本鑑定（刑事訴訟法第２２３条の規定により検察官から嘱託された刑事責任能力にかかる鑑定）又は刑事訴訟法第１６５条の定めにより裁判所が命じた公判中若しくは公判前の刑事責任能力にかかる鑑定（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第５０条に定める決定に基づくものを含む。）とします。なお、提出する精神鑑定書の写しと要約書は、検察庁または裁判所に提出した精神鑑定書にかかわるものでなければなりません。訴訟能力鑑定書及び意見書は除きます。

（３）提出された精神鑑定書の写しと要約書は、受験資格審査及び書面による審査の合否にかかわらず、返却しないものとします。なお、提出された精神鑑定書の写しと要約書は、認定鑑定医制度事務局にて厳重に保管し、異議申し立て期間終了後は速やかに廃棄します。ただし、書面による審査または面接による審査に不合格となった場合には、再受験に備え５年間保管します。

◆過去５年間とは、鑑定書提出日が２０１５年４月１日～２０２０年３月３１日を原則とし申請日までのものを有効とします。

◆審査及びその結果について疑義・不服等のある方は、書面をもって、研修・教育企画委員会に対して異議を申し立てることができます。異議申し立て期間は認定鑑定医の認定結果通知から９０日間とします。

８．精神鑑定書の作成要領及び注意点

（１）書式

ワープロで記載したもの（手書き不可）で提出してください。文字の大きさは　　１０.５～１２ポイントとし、用紙サイズはJIS 規格Ａ４判とします。

（２）匿名化

以下は、匿名化して提出してください。その他、個人情報保護に細心の注意を払い記載してください。

①　名等の固有名詞及び地名

イニシャルではなく、A, B, C 等、もしくは、○印等で匿名化してください。

例：○氏、東京都品川区→D 市

◆精神鑑定書に直接墨で塗りつぶしたものを提出することも可とします。

②事件発生年をX 年とします。

（３）記入方法

①事例番号

提出する３件の事例にそれぞれ右上に１～３の番号をつけてください。その要約書にも同じ番号をつけてください。

②嘱託機関への鑑定書提出日がわかるようにしてください。

（４）提出

各事例について精神鑑定書を４部提出してください。

◆精神鑑定書は全部で１２部提出してください。（１事例につき４部×３事例）

９．要約書の作成要領及び注意点

（１）要約書

所定の書式を学会ホームページ（http://www.jsfmh.org/）よりダウンロードして使用してください。

◆学会ホームページに要約書記入例を掲載しています。

（２）書式

ワープロで記載したもの（手書き不可）で提出してください。文字の大きさは　　１２ポイントとし、用紙サイズは JIS 規格 A４判とします。

（３）匿名化

以下は、匿名化して提出してください。その他、個人情報保護に細心の注意を払い記載してください。

①　名等の固有名詞及び地名

イニシャルではなく、A，B，C 等、もしくは、○印等で匿名化してください。

例：○氏、東京都品川区→D 市

②事件発生年を X 年としてください。

（４）記入方法

①受験番号

事務局で記入します。空欄で提出してください。

②受験者氏名

受験申請者（自ら鑑定人として行った精神鑑定書の作成者）氏名を記入してください。

③提出年月日

受験申請書類提出日を記入してください。

④事例番号

提出する３件の事例にそれぞれ１～３の番号をつけてください。その精神鑑定書にも同じ番号をつけてください。

⑤被鑑定人仮称

被鑑定人本人の仮称を A～C の中から選択してください。３件の事例で重複がないようにしてください。

⑥性別

被鑑定人の性別をいずれかにレ点（チェック）を記入してください。

⑦鑑定時満年齢

被鑑定人の鑑定時の年齢を記入してください。

⑧鑑定種別

鑑定種別いずれかにレ点を記入してください。
起訴前本鑑定を行ったものについて、後日あらためて公判で証言することになった場合も、ここでは起訴前本鑑定に分類してください。
提出できる鑑定書の種類に注意してください。訴訟能力鑑定書、意見書、私的鑑定は含みません。

⑨事件１　罪種
複数の事件が対象となっている場合、時系列順に事件１、２･･･と数字を付して追加してください。その場合、年号の置き換え「X 年」は最初の事件である「事件１」の年としてください。

⑩事件
事件の概要を示してください。被疑事実、公訴事実などから引用しても構いません。

⑪鑑定受嘱日
鑑定依頼を受嘱した日を記入してください。

⑫鑑定書提出日
鑑定書提出日を記入してください。
鑑定書は過去５年間（鑑定書提出日が２０１５年４月１日～２０２０年３月３１日を原則とし申請日まで）のものを有効とします。

⑬鑑定入院
鑑定入院の有無にレ点を記入してください。

⑭鑑定事項
鑑定依頼の通りに記入してください。

⑮鑑定主文
実際の鑑定書に記した通りに記入してください。

⑯A. 事件前後の精神状態の要約（６００文字以内）
上限の文字数を念頭に、簡潔に記入してください。無理に多く記す必要はありません。また、文末に文字数を（　）で記入してください。半角１文字も１字と数えます。

⑰B. 特記すべき検査・面接事項・家族等との面接の実施状況（２００文字以内）
上限の文字数を念頭に、簡潔に記入してください。無理に多く記す必要はありません。また、文末に文字数を（　）で記入してください。半角１文字も１字と数えます。家族等との面接を実施していない場合には、その理由を記載してください。

⑱C. 精神医学的診断：
使用した診断基準も記入してください。（従来診断も可としますが、その場合にもできるだけ操作的診断基準による診断も併記してください）。２つ以上の診断がある場合には主たるものから列挙してください。

⑲D. 精神医学的診断の根拠（２００文字以内）
上限の文字数を念頭に、簡潔に記入してください。無理に多く記す必要は

ありません。また、文末に文字数を（　）で記入してください。半角１文字も１字と数えます。

⑳E. 事件と精神障害の関係についての説明の要約（６００文字以内）
上限の文字数を念頭に、簡潔に記入してください。無理に多く記す必要はありません。また、文末に文字数を（　）で記入してください。半角１文字も１字と数えます。

㉑F. 鑑定の論点についての要約（２００文字以内）
上限の文字数を念頭に、簡潔に記入してください。無理に多く記す必要はありません。また、文末に文字数を（　）で記入してください。半角１文字も１字と数えます。

㉒G. その他に意見を求められている場合（たとえば弁識能力／制御能力の有無・程度、医療観察法の適用など）にはその説明の要約（４００文字以内）
上限の文字数を念頭に、簡潔に記入してください。無理に多く記す必要はありません。また、文末に文字数を（　）で記入してください。半角１文字も１字と数えます。

（５）提出
各事例について要約書を４部提出してください。
◆要約書は全部で１２部提出してください。（１事例につき要約書４部×３事例）

１０．申請書類提出後の予定
（１）受験申請　→　受験資格に関する審査　→　書面による審査（合否結果　１０月通知）→　面接による審査　→　審査の合否通知（合否結果　２０２０年１月通知）→　　認定証交付及び名簿登録（２０２１年３月）

１１．書面による審査
（１）審査書類
審査は提出された精神鑑定書の写しとその要約書で実施します。
審査は３名の審査委員によって実施されます。３名のうち２名以上の審査委員が提出された鑑定書が審査基準を満たしていると判断した場合、試験委員会において審査を行い、研修・教育企画委員会の議決及び理事会の承認を経て合否を決定します。
（２）審査内容
①必要な形式（記載事項）を整えていること。
②精神鑑定を行うにあたって、事件内容、被鑑定人の生活歴、現病歴、犯行当時の精神状態など必要な情報が集められていること。
③精神医学的に正確な診断が行われていること。
④精神鑑定を行うにあたって、鑑定人の公平な立場が確保されていること。
⑤求められた鑑定事項について適切に鑑定を行っていること。
⑥病状とその重症度及び事件当時の精神状態とそれが犯行に及ぼした影響について適切に検討されていること。

⑦責任能力の判定を求められた場合は、理非善悪の判断能力とそれに従って行動する能力について適切に検討されていること。

⑧必要な各種検査が行われていること。

⑨その他、精神鑑定に必要な事項を備えていること。

（３）合否通知

２０２０年１０月２６日（月）～平成２０２０年１０月３０日（金）

◆合否の結果は本人宛に送付します。合格者には面接による審査の日時を指定して通知します。

◆書面による審査で保留判定となる場合があります。その場合面接による審査において確認を行います。

◆面接審査にて、保留事例の疑義が解消に至らなかった場合、書面審査不合格となります。また、面接では保留事例以外についても確認します。

◆１０月３０日を過ぎても通知が届かない場合は事務局へ連絡してください。

◆面接を行った上で書面審査不合格となった場合、認定審査料（面接審査時に納入）の返却はいたしません。

◆提出された申請書類及び精神鑑定書は、合否にかかわらず返却しません。

１２．面接による審査

（１）口頭試問

提出された精神鑑定書及び要約書について３名の審査委員により試問が行われます。

試問は、提出された精神鑑定書について、不明確な点及び鑑定を行う上で重要と思われる点等を中心に行われます。また、精神鑑定に関する知識及び精神鑑定医としての資質が備わっているかについても審査を行います。

（２）面接日時

面 接 日：２０２０年１１月２８日（土）

時　　間：　書面審査の合格者へ個別に通知します。

場　　所：東京八重洲ホール（予定）

（３）面接所要時間

４５分程度

（４）面接日当日

①受験資格確認票を持参の上、面接開始１５分前までに受付を済ませて指定の場所へお越しください。面接開始時刻を過ぎた場合は受験できません。

②会場には提出した精神鑑定書を持ち込むことができます。

③試問内容に関する質問は一切受付けません。

④受験資格確認票は、合否の発表があるまで面接終了後も大切に保管してください。

「当日の持ち物」

・受験資格確認票

・筆記用具

・提出した精神鑑定書
・提出した要約書

◆２０２０年度認定は３０名程度までとします。
◆申込多数の場合、面接審査は申込先着順で実施します。
◆書面審査に合格したにもかかわらず、定員数となり面接審査を受けることが出来なかった受験者には、翌年（２０２１年度）面接審査のみ実施します。面接日については後日本人宛に通知します。

１３．再受験

（１）再受験の回数に制限はありません。
（２）再受験にあたり、提出する過去５年以内の精神鑑定書は、初回受験時より５年以内のものに加え、再受験する年の受験申請日までのものも有効とします。
（３）前回不合格となった事例の再提出はできません。別の事例を提出してください。合格又は保留となった事例を再提出する必要はありません。ただし、保留となった事例を別の事例に差し替えて提出することは可能です。

１４．合否の審査及び決定

書面による審査、面接による審査のいずれにおいても、各審査委員の報告に基づいて試験委員会において審査を行い、研修・教育企画委員会の議決及び理事会の承認を経て合否を決定します。

１５．合否の発表

２０２１年１月下旬（予定）
◆この予定は、受験者数により多少変更されることがあります。
◆２月１０日を過ぎても合否の通知が届かない場合は事務局へ連絡してください。

１６．認定の登録

合格者には合格通知と「学会認定精神鑑定医認定証の交付手続き要項」と「登録料請求書（10,000 円）」を郵送します。期日までに手続きをしてください。
◆提出及び納入期日　２０２１年２月２８日（日）

１７．認定証の交付

理事長より認定鑑定医認定証を交付します。
認定証は郵送にてお送りします。

１８．認定の更新

（１）認定鑑定医は、５年ごとに認定の更新の手続きが必要です。
（２）認定を受けた日から５年を満了する前の最終年度において研修・教育企画委員会が定める期日までに、次の申請書類を提出してください。
①学会認定精神鑑定医更新申込書

②受験資格調査票（更新用）
③医師免許の写し
④精神保健指定医証の写し及び日本精神神経学会専門医の資格認定証の写し
⑤認定期間中に学会が開催した「刑事精神鑑定ワークショップ」の修了証またはその写し
⑥受験申請料振込領収書またはその写し
⑦次項に規定する匿名化した精神鑑定書の写し及びその要約書各４部

（３）提出する精神鑑定例は、起訴前本鑑定（刑事訴訟法第２２３条の規定により検察官から嘱託された刑事責任能力にかかる鑑定）又は刑事訴訟法第１６５条の定めにより裁判所が命じた公判中若しくは公判前の刑事責任能力にかかる鑑定（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第５０条に定める決定に基づくものを含む。）とします。なお、提出する精神鑑定書の写しと要約書は、検察庁または裁判所に提出した精神鑑定書にかかわるものでなければならない。訴訟能力鑑定書及び意見書は除きます。また、申請書類提出の日から過去５年内に行ったもの１例にかかるものとします。

（４）試験委員会は提出された匿名化した精神鑑定書の写し及びその要約書をもって更新の審査を行い、研修・教育企画委員会の議決及び理事会の承認を経て更新します。なお、書類による審査にて疑義の生じた場合には面接審査を行ったうえで、審査を行います。

◆認定更新の手続きの詳細については、更新時期に該当者へ通知します。

１９．個人情報の取り扱い

申込書等に記載された個人情報については、試験施行における本人確認等、試験に関する業務以外には使用しません。

Ⅲ．学会認定精神鑑定医　認定までの流れ

①学会ホームページより受験要項及び申請用書式のダウンロード
（URL　http://www.jsfmh.org/）

↓

②受験申請料振込（３０,０００円）
受験申請料振込領収証の写しが提出書類として必要です。

↓

③受験申込書の提出
【申込受付期間　２０２０年３月１日（日）～７月３１日（金）】

↓

④受験資格確認票の受領
【事務局より送付　２０２０年８月２０日（木）～８月３１日（月）】

↓

⑤書面による審査
【書面審査合否通知　２０２０年１０月２６日（月）～１０月３０日（金）】

↓

⑥認定審査料振込（３０,０００円）

↓

⑦面接による審査
【面接日　２０２０年１１月２８日（土）】

↓

⑧合否通知の発送
【２０２１年１月下旬（予定）】

↓

⑨登録手続き用紙の提出・登録料振込（１０,０００円）
【締切日　２０２１年２月２８日（日）】

↓

⑩認定証交付及び名簿登録
【２０２１年３月下旬（予定）】

↓

⑪認定後、５年ごとの資格認定更新